

## 福井県公式恐竜ブランド「Juratic」キャラクター等の使用に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、福井県公式恐竜ブランド「Juratic」キャラクター等(以下「キャラクター等」という。)の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、キャラクター等とは「Juratic」の名称および別紙1の「Juraticデザインブック」のラプト、サウタン、ティッチーならびにロゴマークのことをいう。

### (使用料)

**第3条** 商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等収益を上げることを目的として作成し、もしくは提供される物品またはサービスにキャラクター等を使用する場合の使用料は有償とする。

2 キャラクター等を商品(販売を目的として製造する製品(そのパッケージを含む。)およびそれに準ずるものをいう。)(以下「商品等」という。)に使用する場合の使用料は、小売価格(消費税を含まない。)にその予定生産数量を乗じて算出される額に6%を乗じた金額とする。ただし、本社の住所が福井県内の法人または団体等の場合の使用料は、小売価格(消費税を含まない。)にその予定生産数量を乗じて算出される額に3%を乗じた金額とする。

3 商品等以外で収益を上げることを目的としてキャラクター等を使用する場合の使用料については、別途協議のうえで決定した額とする。

4 知事は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

(1) 出版社、旅行会社等が使用する場合で、県への誘客効果が特に認められるとき。

(2) 福井県およびキャラクター等の効果的な情報発信となることが特に認められるとき。

(3) その他公益上の観点から知事が適当と認めるとき。

5 収益を上げることを目的とせずキャラクター等を使用する場合の使用料は無償とする。

### (使用の申請)

**第4条** キャラクター等を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ使用許諾申請書(様式1(有償用))、(様式2(無償用))または有償使用許諾申請書兼使用料免除申請書(様式3)にその他必要な書類を添えて、様式1は商品化権管理業務委託契約を結んでいる者を經由して知事に、様式2および様式3は知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申

請者に対して、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。

- (1) 報道機関が、新聞、テレビおよび雑誌等に、報道目的で使用するとき。
- (2) 著作権法で定められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (3) その他知事が特に認めるとき。

#### (使用の許諾)

**第5条** 知事は、第4条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用を許諾するものとする。

- (1) 福井県の品位を傷つける、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (3) 宗教的行事・活動および政治活動等に使用するとき。
- (4) 「J u r a t i c」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (5) その他使用が適当でないと認められるとき。

2 知事は、キャラクター等の使用を許諾するときは、使用許諾通知書(様式4(有償)、様式5(無償))または有償使用許諾通知書兼使用料免除許諾通知書(様式6)により、使用申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 知事は、使用を許諾しないときは、使用不許諾通知書(様式7)により、使用申請者に通知するものとする。

#### (使用許諾の期間)

**第6条** キャラクターの使用許諾の期間は、使用開始予定月の1日から1年間とする。

2 前項の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

#### (使用料の免除)

**第7条** 第3条第4項の規定により、使用料の免除を希望する者は、第4条第1項の有償使用許諾通知書兼使用料免除申請書(様式3)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により申請が第3条第4項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有償使用許諾通知書兼使用料免除許諾通知書(様式6)により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請が第3条第4項の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、使用料免除不許諾通知書(様式8)により申請者に通知するものとする。

#### (使用許諾の変更申請)

**第8条** キャラクター等の使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、許諾を受けたキャラクター等の使用内容を変更しようとするときは、キャラクター使用

内容変更申請書（様式9）を福井県と商品化権管理業務委託契約を結んでいる者を  
経由して知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、キャラクター等の使用内容の変更を許諾する場合には、使用内容変更許  
諾通知書（様式10）により、使用者に通知するものとする。

3 知事は、キャラクター等の使用内容の変更を許諾しない場合には、使用内容変更  
不許諾通知書（様式11）により、使用者に通知するものとする。

#### （使用許諾契約の解除等）

**第9条** 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り  
消すことができる。

（1）使用者がこの要綱に違反したとき。

（2）使用者が第5条第1項の使用許諾の条件に違反したとき。

（3）その他知事が取り消すことが適当と認めるとき

3 知事は、前項の規定による使用許諾契約の取消しにより使用者に生じた損害につ  
いて、一切の責任を負わないものとする。

#### （使用責任）

**第10条** 使用者は、キャラクター等の使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた  
場合は、これに対し全責任を負い、福井県に迷惑を及ぼさないよう処理しなければ  
ならない。

2 使用者が、キャラクター等の使用に際して、故意または過失により福井県に損害  
を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

#### （第三者に対する権利侵害）

**第11条** 知事は、使用者がキャラクターの使用により第三者の権利を侵害するに至  
ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わないものとする。

#### （個人情報の取扱い）

**第12条** 知事は、キャラクター等の使用許諾にあたり取得した申請者の個人情報を、  
福井県個人情報保護条例の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

#### （使用料の納付）

**第13条** 使用者は福井県と商品化権管理業務委託契約を結んでいる者との契約書  
に基づき、使用料を支払わなければならない。

#### （目的外使用および権利譲渡の禁止）

**第14条** 使用者は、第5条の許諾を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、  
またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

#### （使用実態の調査）

**第15条** 知事および福井県と商品化権管理業務委託契約を結んでいる者は、使用許諾を受けたキャラクターの使用状況について、調査をすることができる。使用者は知事および福井県と商品化権管理業務委託契約を結んでいる者から要請を受けた場合は、キャラクター等の使用実態を報告するとともに使用物等を提供しなければならない。

(その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月27日から施行する。